

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルセトスルフロン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年5月22日付け厚生労働省発食安第0522002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	一										
評価結果の概要	フルセトスルフロンの一日摂取許容量（ADI）を0.041mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年7月17日府食第793号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI／ADI(%)	国民平均	0.4	幼小児（1～6歳）	0.8	妊婦	0.3	高齢者（65歳以上）	0.4
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	0.4										
幼小児（1～6歳）	0.8										
妊婦	0.3										
高齢者（65歳以上）	0.4										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続20上)

フルセトスルフロン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 0.05	

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マンジプロパミド										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806012号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	一										
評価結果の概要	マンジプロパミドの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年7月17日府食第794号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>47.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>27.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		EDI／ADI(%)	国民平均	25.5	幼小児（1～6歳）	47.6	妊婦	19.0	高齢者（65歳以上）	27.7
	EDI／ADI(%)										
国民平均	25.5										
幼小児（1～6歳）	47.6										
妊婦	19.0										
高齢者（65歳以上）	27.7										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 20 上)

マンジプロパミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
大豆	○ 0.2	
小豆類	○ 0.1	
ばれいしょ	○ 0.02	
さといも類	○ 0.01	
かんしょ	○ 0.01	
やまいも	○ 0.01	
その他のいも類 ⁹	○ 0.01	
はくさい	○ 2	
キャベツ	○ 3	
芽キャベツ	○ 3	
ケール	○ 20	
こまつな	○ 20	
きょうな	○ 20	
チングンサイ	○ 20	
カリフラワー	○ 3	
ブロッコリー	○ 3	
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	○ 20	
エンダイブ	○ 20	
しゅんぎく	○ 20	
レタス	○ 20	
その他のきく科野菜 ¹¹	○ 20	
たまねぎ	○ 0.05	
ねぎ	○ 3	
にんにく	○ 0.05	
その他のゆり科野菜 ¹²	○ 3	
パセリ	○ 20	
セロリ	○ 20	
トマト	○ 2	
ピーマン	○ 1.0	
なす	○ 1.0	
その他のなす科野菜 ¹⁴	○ 5.0	
きゅうり	○ 0.3	
かぼちゃ	○ 0.3	
しろうり	○ 0.3	
すいか	○ 0.3	
メロン類果実	○ 0.3	
まくわうり	○ 0.3	
その他のうり科野菜 ¹⁵	○ 0.3	
ほうれんそう	○ 20	
オクラ	○ 1.0	
しようが	○ 0.01	
その他の野菜 ¹⁷	○ 20	
ぶどう	○ 2	
その他の果実 ²⁰	○ 1.0	
その他のハーブ ²⁴	○ 20	

9. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さとも類、かんしよ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

10. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

11. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

12. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

14. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

15. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

17. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

20. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

24. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキソリニック酸										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤（抗菌剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904001号、平成19年12月25日付け厚生労働省発食安第1225001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的な内容	－										
評価結果の概要	オキソリニック酸の一日摂取許容量（ADI）を0.021mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 曝露量については、当評価結果を踏まえて、暫定基準値の見直しを行う際に再確認することとする。 (平成20年7月24日府食第812号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>33.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>24.4</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI／ADI(%)	国民平均	23.5	幼小児（1～6歳）	33.8	妊婦	19.3	高齢者（65歳以上）	24.4
	TMDI／ADI(%)										
国民平均	23.5										
幼小児（1～6歳）	33.8										
妊婦	19.3										
高齢者（65歳以上）	24.4										
	」（報告書抜粋）とされている。										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続20上)

オキソリニック酸(殺菌剤／細菌性疾病に対する予防及び治療)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.3	0.5
ばれいしょ	● 0.3	0.5
さといも類	●	0.5
かんしょ	●	0.5
やまいも	●	0.5
こんにゃくいも	○ 0.5	0.5
その他のいも類 ⁹	●	0.5
だいこん類の根	● 0.05	0.2
だいこん類の葉	○ 2	2
かぶ類の根	●	0.2
かぶ類の葉	●	2
西洋わさび	●	0.2
クレソン	●	2
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	●	2
ケール	●	2
こまつな	●	2
きょうな	●	2
チンゲンサイ	○ 2	2
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	● 0.2	2
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	○ 2	2
ごぼう	●	0.2
サルシフィー	●	0.2
アーティチョーク	●	2
チコリ	●	2
エンダイブ	○ 2	2
しゅんぎく	●	2
レタス	● 0.7	2
その他のきく科野菜 ¹¹	●	2

オキソリニック酸(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
たまねぎ	○ 0.1	0.1
ねぎ	○ 2	2
にんにく	● 0.05	0.1
なら	●	2
アスパラガス	● 0.7	2
わけぎ	●	2
その他のゆり科野菜 ¹²	● 0.3	2
にんじん	○ 0.2	0.2
ペースニップ	●	0.2
パセリ	○ 2	2
セロリ	● 1	2
みつば	●	2
その他のせり科野菜 ¹³	●	2
ほうれんそう	●	2
たけのこ	●	0.2
しようが	●	0.2
その他の野菜 ¹⁷	●	2
りんご	●	0.5
日本なし	● 0.3	0.5
西洋なし	● 0.3	0.5
マルメロ	●	0.5
もも	○ 0.3	
ネクタリン	●	0.5
うめ	○ 20	
かき	●	0.5
バナナ	●	0.5
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	●	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
その他のスパイス ²³	●	2
その他のハーブ ²⁴	○ 2	2
牛の筋肉	● 0.1	1
豚の筋肉	● 0.02	1
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	● 0.1	1
豚の肝臓	● 0.02	1
牛の腎臓	● 0.1	1
豚の腎臓	● 0.02	1
牛の食用部分	● 0.1	1
豚の食用部分	● 0.02	1

オキソリニック酸(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
鶏の筋肉	● 0.03	1
鶏の脂肪	○ 0.1	0.1
鶏の肝臓	● 0.04	1
鶏の腎臓	● 0.04	1
鶏の食用部分	● 0.06	1
鶏の卵	●	0.05
その他の家きん ²⁶ の卵	●	0.05
魚介類(さけ目魚類に限る。)	○ 0.1	0.05
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	○ 0.1	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	○ 0.06	0.06
魚介類(その他の魚類 ²⁷ に限る。)	○ 0.05	0.03
魚介類(甲殻類に限る。)	○ 0.03	0.03

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

1. 残留基準値(案)又は現行基準の欄に記載のない食品及び表中にはない食品については、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

9. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

10. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

11. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

12. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

13. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

17. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

23. 「その他のスペイス」とは、スペイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、どうがらし、バブリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

24. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

26. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

27. 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。